

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成24年7月12日（木）午後3時から午後5時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 秋葉康弘（さいたま地方裁判所刑事部所長代行）

裁判官 寺尾亮（さいたま地方裁判所第3刑事部判事）

検察官 小倉健太郎（さいたま地方検察庁公判部・検察官）

弁護士 池田克志（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 30代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 30代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代 女性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 70代 女性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 60代 男性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 40代 男性（以下「7番」と略記）

裁判員経験者8番 60代 男性（以下「8番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

司会者

それでは、時間が参りましたので、裁判員経験者の皆様方との意見交換会を始めたいと思います。当裁判所では裁判員裁判を担当する裁判官が5つのグループに分かれております。私はその一つであります第3刑事部で裁判長を務めております秋葉と申します。本日はよろしくお願ひいたします。今回のこの意見交換会というのは、さきに御案内申し上げましたように、裁判所あるいは検察官、弁護士の皆さん、今後、裁判員裁判に携わるに当たって、その運用のあり方を改善していく必要があるだろう、その改善のために、皆様方の御意見を役立てたいと思いまして聞くものでございます。皆様方から率直な御意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。まず、裁判官、検察官、弁護士のお三方から自己紹介をいただきたいと思います。まず、寺尾裁判官、お願ひいたします。

寺尾裁判官

裁判官の寺尾と申します。秋葉裁判官と同じく、さいたま地裁の第3刑事部に所属しております。私は、一昨年の4月にさいたまに来まして、これまで三十数件の裁判員裁判を担当しましたが、まだ制度が始まって日が浅い中で、私も一件一件試行錯誤しながら審議や評議に携わってきていますけれども、きょうは皆様からいろいろ御意見をいただきて、今後の改善に生かしていきたいと思っておりますので、ぜひ我々にとって厳しい御意見も含めて、どんどん遠慮なく言っていただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

司会者

それでは、小倉検察官、お願ひいたします。

小倉検察官

さいたま地方検察庁の検察官の小倉と申します。私は、昨年の4月から公判部という裁判を担当する部において、裁判員裁判を担当してまいりました。検察官や弁護士の先生も同じだと思いますが、我々当事者は裁判員の皆様の生の声を、例えば評議の場とか、そういう場で聞く機会がございません。本日、皆様の忌憚ない

御意見をいただければ、今後よりよい裁判員裁判を運営していくことができると思
いますので、ぜひ貴重な御意見をいただければと思っております。よろしくお願
いいたします。

司会者

それでは、池田弁護士、お願いいいたします。

池田弁護士

埼玉弁護士会に所属しております弁護士の池田と申します。本日は、よろしくお願
いいたします。私は、これまでに裁判員裁判は全部で3件やったことがあります。
弁護士は、裁判所や検察官と違って個別なので、各自の経験というものがどうして
乏しいのです。弁護士会で意見交換会とか反省会とかやるのですけれども、やっぱ
り自分の事件ではないので、ちょっと聞いただけの情報で、これは良かったのか悪
かったのか、いろいろやるのですけれども、結局何が良かったのか悪かったのかわ
からないということがどうしてもあるので、こういう貴重な場で裁判員の皆様から
直接いろんな御意見をお聞きしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいた
します。

司会者

それでは、裁判員経験者の皆様方からも自己紹介を兼ねて、どのような事件に参
加されたのかお話しいただきたいと思います。本日お集まりいただいた裁判員経験
者の皆様は、昨年の8月から今年の2月までの間に裁判員を務められた方々でござ
います。それから、半年から1年近くたっておりますので、当然のことながら記憶
が少しあいまいになってきているのではないかなと思っておりますが、1番の方は
罪名でいうと殺人未遂という事件で、犯罪の成立に争いがなかった事件のようす
が、どのような事件であったのか少しお話いただければと思います。

1番

8月26日、8月30日、31日の計3日間、審議に参加させていただきました。
被告人は女性の方で、いわゆるおつき合いをされていた男性を布団の上で刺してし

まったくというような内容だったかと思います。で、被害者の男性も薬物関係の犯罪で起訴されていて、暴力的な行為であるとか、そういういろいろな心痛的なところが、殺意を催すに至った本当の原因なのか、というようなところを裁判官の方と裁判員とで話し合って、いろいろ進めていたというような、本当ざっくりですけど、そんなように記憶しています。

司会者

ありがとうございました。2番の方は、殺人の事件で、殺意があるかどうかという点が争いになったようですが、どんな事件だったのか御説明いただければと思います。

2番

私は、昨年の10月に裁判員として参加いたしました。事件の概要としましては、被告人はアパートの店子さんで、被害者の方はそのアパートの大家さんというふうな状況でした。遠方から越してきて、そこのアパートに住まわれた被告人が、同じアパートに住む別の住民の方から覗いたとか、覗かれたとか、そういった扱いを受けるに当たって、大家さんに対して、そのことの解決を望まれていたのですが、思うようにそれが進まないという状況で、それが積もりに積もって、だんだん怨恨というふうな形になって、かつとなって包丁で大家さんを刺してしまったと。そこにその殺意があったのかなかったのかということを審議をするというふうな裁判でした。

司会者

ありがとうございました。3番の方は、強姦致傷という罪名の事件で、犯罪の成立には争いがなかったようですが、どのような事件だったかお話しいただければと思います。

3番

私が参加した裁判は、昨年11月7日から実質2日間にかけて強姦致傷罪を争う内容でした。ちょうど10年前にアパートの一室で行われた強姦致傷における内容

で、その後、被告人が何度も重ねて罪を犯す中の、その事件に対する量刑ということで審議を行いました。

司会者

参加された事件の犯行があったのは10年ぐらい前ということで、問題となっている犯罪の後に別の事件で裁判を受けているということですね。4番の方は、強盗致傷という罪名の事件で、強盗目的の共謀があったかどうかが争いになっていた事件だったと思いますが、御説明いただきたいと思います。

4番

私は、11月の裁判に裁判員として参加させていただいて、参加した日数は祝日、土日を挟んでの5日間でした。内容的には、パチンコ店の店長に暴行を加えた事実は認めていたのですが、その強盗目的であったか否か、共犯者と2人で裁判では否認している状態で、本当に強盗の事実があったかどうかを争っている裁判でした。共犯の人もまだ罪が確定していない状況の中で、被告人がどうなのかということでいろいろ争点がありまして、5日間いろいろ審議を加えて判決に至りました。

司会者

ありがとうございます。5番の方は、強制わいせつ致傷という罪名の事件で、犯罪の成立は争いがなかったようですが、どんな事案だったのか御説明いただければと思います。

5番

12月の初めに3日間参加させていただきました。被告人が自分のフィーリングに合う女の子の跡をつけていって、強制わいせつまではいかなかつたのですけれども、その際に傷を負わせたというので、女性の心理的な面を考慮した判決をということで話し合いが進められました。3日間、裁判員を体験させていただいたのですけれども、3日ぐらいでしたし、日にちが短かったこともありますし、証拠書類も本当に少なくて、生々しいものを見せられなかつたので、それは私にとって幸いでした。

司会者

どうもありがとうございました。6番の方は、傷害致死という罪名の事件で、犯罪の成立には争いがなかったようですが、どのような事件だったのか御説明いただければと思います。

6番

昨年の12月に裁判員として参加しました。事件名としては傷害、死体遺棄、覚醒剤、傷害致死ということで盛りだくさんあります。主に被害者は2人、1人目は単に仲間といいますか、椅子でぶん殴って怪我をさせたということで傷害です。2人目の方は同じ仲間か、遊び仲間かわかりませんが、ゴルフクラブで殴って死亡させ、その死体を、知り合いの暴力団と共に謀して、電気のこぎり等を用いてばらばらにして捨てたということ。それから、あとまた某所で覚醒剤を使用して捕まつたと、その3件です。何かたくさんあって、最終的に判決、量刑のときも、どれだけプラスにするかということで随分議論した覚えがあります。

司会者

ありがとうございました。7番の方は、罪名としては殺人という事件で、犯罪の成立には争いがなかったようですが、どのような事件だったのか御説明ください。

7番

夫婦間での殺人事件ということとして、もともと夫、男性の方が韓国の方で、奥さんが日本人ということで、お国柄の違いもあって、日ごろから争いがあるお二人だったようです。その中で、奥様のほうの浮気というか、そういったものも発覚する中で、離縁を迫ったり、復縁を迫るような中で、夫が絞殺してしまったというような事件に対する裁判員裁判だったということです。大枠はそんな感じです。

司会者

通訳人がいたんですよね。

7番

いました。

司会者

2番の方の事件も、やはり通訳の方がいたわけですね。

2番

そうです。被告人、被害者は日本人なのですけれども、被害者の方の奥さんが外国の方だったので、証人のときに通訳の方が出られたというような状況でした。

司会者

8番の方は、罪名としては強盗致傷という事件で、犯罪の成立には争いがなかつたようですが、どんな事件だったのか御説明いただければと思います。

8番

2月6日から2月10日までの裁判員裁判に参加させてもらいました。この事件は、被告人が15歳から20歳まで保護観察中であったのですが、その間に繰り返し事件を起こしてしまったというものです。最初は、ひったくりといいますか、2人乗りのオートバイで、自転車に乗った女性等の後ろから、その自転車のかごの中に入っていたものをとって逃げるということを繰り返していたようです。強盗致傷については、自分が友達と飲みに行ってお金がなくなったので、かつあげをしようかと言ったら、ああ、いいよという簡単な気持ちで、保険の外交をしていた男性を真夜中に2人がかりで襲って、殴る、蹴るということをしてしまったという事件だったようです。

池田弁護士

被告人は未成年だったということですか。

8番

最後の事件を起こしたときには20歳になっていたのですね。それで共犯者は19歳だったのです。量刑にものすごい幅ができたので、非常に何か疑問に思った。片方は懲役6年だったのですが、片方は未成年ということで、そんな落差も感じたところです。

池田弁護士

ありがとうございます。

司会者

判決が終わった直後か、その直前ぐらいに皆様方にアンケートをお願いしております。それを集計しているわけですが、それを見ると、多くの方々が良い経験をしたという感想を述べられております。良い経験になったと思われる方は、どういった点で良い経験になったと思われたのか、そのあたりを少し聞いてまいりたいと思っています。7番の方、いかがでしょうか。

7番

そうですね、一生に1回の経験だということです非常に経験としては良かったです。傍聴席で聞くと、法廷の話しか聞けないのですが、多分弁護士さんと検察官ではそれぞれの主張になるので食い違ったりする、あの話を、裏の評議室で、どういうふうに裁判官が解釈するのかなというところが聞けたので、そこが非常に良い経験に、多分裁判員としてあそこの席にいないと、そういう解釈でこういうふうに見ているのだなというところの部分までは話として聞けないところだったと思いますので、そこがまず貴重な経験だったかなと思われます。

司会者

そんなに7番さんは違うことを考えているという感じでしたか。

7番

いや、そんなに、でもさっきの浮気とかの関係で、その行為自体がものすごく良い悪いというところとか、やっぱり年代で意外と差は出ました。でも、別に裁判官の方が幅広く見ているということで、そんなに差はなかったとは思います。

司会者

普段はなかなか接する機会がないので、どんなふうに考えているのかなと思っておられたのですか。

7番

そうですね。法律上、良いか悪いかという話になるので、もしかするともう少し

ドライな話になるのかなと思ったのですけれども、ちゃんと心情を、内情を理解しながら、それが刑にどこまで加算されているかはわからないのですが、そういうところを丁寧に話してくれましたので、その分、自分が被告人の立場になつたら嫌ですけれども、一応そういうふうにジャッジしてくれているのだなという安心感が多少ありました。

司会者

未遂ではありますが、同じ殺人未遂事件を担当された1番の方はいかがでしょうか。

1番

私の場合は、まず私自身が娘を持つてはいますので、被告人が女性の方で、そのいろいろな背景、証言台に立たれたお母様とか、そういう話の中で、やっぱり小さいころから手のかからない子供だったと。いわゆる親との関係性がすごく希薄な御家庭ということで、父親はもう仕事、仕事で、ほとんど子供と接する機会がなく、母親は、見ているようで見ていないみたいなところで、手がかからないからと放置しているような状態だったと。御兄弟もいらしたみたいですが、その娘さんは割と中学とか高校時代から外に出て、家に帰ってこないようなことも間々あって、そういう中で、バイトとかそういう先でたまたまちょっと薬物とかもやられるような方と知り合ってしまったと。多分その当時のアンケートにも書いたと思うのですけれども、自分自身も仕事、仕事ということで、家族と接するようには努めているつもりですけれども、やっぱり手がかからない子供というふうになっているので、今後、道を誤らないように家族がもっと一連でやっていかないといけないなというのを改めて感じさせられました。そういう点では、非常に良かったです。あと、もう一点は、仕事との絡みで、自分の勤めている会社で初めての公務休暇の対象事例に適用されたということです。普通だったら年休とか、有給とかという形になるのですが、枠はあったけど使った人がいなかつたということで、会社としてもそういう事例を一つつくれたということで、今後もし仮に部下とか同僚とかがそういうところに行

ったら、その辺をサポートしてやってくれというような話で、会社からもお国のためにじゃないんですけど、協力をしてきなさいということで参加させていただいたという、大体その2つが私の中で大きかったかなと思います。

司会者

ちょっと違う世界で起こったことなのかなという感じがありますのでしょうか。

6番さんの事件、どんなところが良い経験になったと思われましたか。

6番

私は、良い経験というよりも体験しただけという感じがしました。というのは、被告人はもともと7回も8回も覚醒剤で捕まった人で、よくわからないのです。何でそんなになったかというのが、随分最後まで議論になったのですけど。テレビの見過ぎかもしれません、私は、最終的に裁判官の方が理路整然として結論を出すという、そういうふうに思ったのですけど、愚痴っているところも多少あったような感じもしましたので、最後まで本当に、どうして人を殴って、人を殺して、どうして暴力団を巻き込んだかという理由がはっきりしないのですよね、聞いても。その点は、最後に量刑をやるときも随分けんけんがくがくやったのですけども、たくさん事件がありまして、何年プラスするかということで随分意見が分かれました。私が一番疑問に思ったのは反省の弁とかほとんどなかったのですが、裁判の最後に多少反省の弁もありというような話がありましたので、では本当にその反省したことなどを考慮、減刑しているのかといったら、ほとんどありませんというようなことだったのです。では、初めからなければいいじゃないかというふうな感じも思ったわけですが、もともと反省しているから刑が減るとかなんとか関係ないと私は思いますので、余分なことをいっぱいやっているような感じもしました。

司会者

余分なことというのは、評議の中の話ですか。

6番

評議の中です。1つ思ったのは、別に批判するわけではないのですけども、今の

制度は、量刑を決めるときに、裁判員で多数意見が出た中に裁判官が1人そこに入つていれば、それで量刑が決まるという制度でしょう。

司会者

そういう法律になっています。

6番

それはちょっとおかしいような気がするのです。私個人の意見なのですが・・・。

司会者

6番さんがおっしゃりたいのは、裁判官が1人も賛成しなくても裁判員だけで半数を超えるれば、重たい刑になつてもいいのじやないかということですか。

6番

私はそう思います。何のための裁判員制度だというふうに私は感じましたので。あくまで私の意見です。

司会者

6番さんの感覚からすると、評議に余計なところがあったのではないかという先ほどのお話ですが、それは評議のやり方がちょっとまずかったのじやないかということですか。

6番

いや、そういうことは言っていないです。余りたくさんやり過ぎて、何でその事件を起こしたのかということが最後まで余りわからなかつたということです。

司会者

取り上げなくてもいいような事柄まで評議の中で取り入れていたという感じがあつたのですか。

6番

そうですね。

司会者

評議の話は後でまた、御意見を伺いたいと思います。犯罪の種類としては、別の

種類を経験されました3番の方は、どんな感想をお持ちでしょうか。

3番

皆さんの意見と重複するところもあるのですが、なかなか自分には縁がないと思われていた裁判員に任命されて立ち会うことができて、ふだんテレビ番組、ドラマであったりとか、そういうどこでしか見ていない景色を見ながら、聞き慣れない言葉、冒頭陳述であったり、罪状認否であったり、その場ではわからないのですが、後でちょっと調べよう、学ぼうと思ったことがありました。また、その後の裁判員裁判に対する興味、この後、多分話があると思うのですが、自分がこういう体験をしたことによって、やはり見方というのが随分大きく変わったと思っています。

司会者

具体的には、どういうふうに見方が変わりましたか。

3番

そうですね、私も手元に出てきたものなのですが、裁判が終わった後、埼玉新聞に内容が載っているのだと見直したことがあります、こういった新聞だとかテレビなどを見ながら、それぞれの内容でやっぱり自分と同じような体験をした人がいたのだなど、その1つずつに興味を持ちながら感じました。

司会者

新聞の見方が変わってきたということですか。

3番

そうですね、見るところが変わりました。

司会者

5番の方、いかがでしょうか。

5番

裁判員裁判に当たるとは思っていませんでしたし、事前の勉強会が地域でもあったのですけれども、そういうものにも余り参加してなかつたのです。というのも、私は高齢で断れば断れる年齢だから、まあいいわと思っていたのですが、候補者の

名簿が来たときにお尋ねしたところ、やれるのであればやってみてくださいと言わされたものだから、それならば最後のチャンスと思って受けました。そして、たまたまこうして体験する機会を与えられたのですけれども、それまでは裁判とかいうものは、新聞やテレビで見ますと、裁判長は怖い方で黒い服を着ておられるし、もう判決文で決まった1行でしか、何年の刑というぐらいしか受けとめられなかつたのです。これがたいていの主婦の感覚だろうと思うのですけれども、こういう経験をさせていただいて一番に感じましたのは、裁判長さんの人間性というか、温かさ、優しさというものを言葉とか声の中に感じることができたのです。これはもう直感的なものですから、直接関係はないにしても、やはり人間の中に流れている温かさがあつて裁判は成り立つのだというふうに思っていますので。私の事例も若い少年時代からやっているから、裁判員の立場で座させていただいて、もう今度は事件を起こさないでいなさいよという目で被告人を見ていました。今の時代、個人主義的になっているけれども、そういう経験は得がたい経験だろうと思って、これがとっても良かったというのが第一印象です。そして、これからは、いろんなことを見るときに、女性も客観的に見て分析していくかないと、人の噂が噂を呼んで、こうじゃないのという判断ではなくて、少数の中にも貴重な意見があるという、その意見をしっかりと聞くという勉強をさせていただいた、それは本当に良かったと思っています。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。8番の方、いかがですか。

8番

私もふだんは、仕事にかまけて毎日忙しい、忙しいと言って過ごしているのですけれども、裁判員になったことで自己責任ということを毎日軽視していたのではないかというふうに思ったのです。これはいけないと。自分も含めて、子供や孫たちに言い聞かせて、そして機会があれば傍聴をしてみたりして、罪と罰といいますか、そういうものを体に吸収していかなくてはいけないことだなというふうに家庭でも

話しました。そういう観点から、非常に良かったというふうに私は思っています。見方がどう変わったかということについては、今の方もおっしゃられたのですが、裁判は本当に専門知識を持った人がするものだというふうに概念的に思っていましたが、今回、裁判官と一緒に評議をして、すごく身近な感じがして、これでなくてはいけないと、昔の裁判ではなくて、やっぱり開けた、みんなが同等の視線に立って見られるものを決断できることが良いのではないかというふうな考えになりました。

司会者

ありがとうございました。犯罪の成立が争われた事件を担当された2番の方はいかがでしょうか。

2番

まず、ちょっと印象的なところとしましては、裁判とは直接絡まない話かもしれないのですが、ふだん私が毎月通っているような、よく自分が知っているような場所で殺人事件が起き、被告人は、もう7.0近いような、ぱっと見、人の良いまじめなおじいちゃんですと、そういった方が包丁を使ってめった刺しにするという殺人を犯したということが、自分の住んでいる近所というほどではないですが、よく通っているような道端で起こったということ、そういったことが身近で起きているのだということを現実のものとして見聞きしたということがあります、得がたい経験であったという印象を持ちました。当然ながらその裁判を進めていくに当たって、弁護側と検察側の主張というのは全く相入れないもので、それを裁判員、裁判官の方々と一緒に評議しながら審議していくわけですが、それに当たっては、その被告人の心理、被害者、遺族の心理、そういったものをずっと年代を追って、こういう状況にあって、こういう環境の中で本当にその殺意が生じるに至ったのかどうかというものを、各登場人物の人生というものを追いながら、一緒にその評議をし、その中で最終的に評決を決めると。先ほど6番の方がおっしゃったのですけれども、私もちょっと似たような葛藤を覚えています。結果として評決につき裁判員と裁判官が

1票ずつ投じますと。私は、裁判員と裁判官が同じ土俵で1票ずつというようなことが、その人生というものずっと追っかけていきながら判断して1票を投じるということが、逆にちょっと重いなというふうに感じました。同じ1票なのかというところです。もちろん、量刑を判断するに当たって、必ず裁判官の方の1票が入っている必要がある、量刑を最終的に判断するに当たって、そういった配慮があるというふうなことが条件として設定されているとはいえ、ちょっと重いなということを感じました。とはいえ、8番の方がおっしゃったこととちょっとかぶっているのですが、職業として判断している方々と我々一般の市井にいる人間が判断するところの、乖離がやっぱりあってはいけないなということで、そのバランスをとるという意味でも、この裁判員制度というのは非常に良い制度だなというふうに感想を持ちました。そういういたその制度の中に実際に参画できたということが、私の中では非常に得がたい経験だったと感じております。

司会者

ありがとうございました。4番の方、よろしくお願ひいたします。

4番

そうですね、実際の裁判とはちょっと話がずれてしまいますが、実は学生時代に法律をちょっとかじったことがありますて、裁判員制度が始まったとき、一度経験したいなとすごく思っていました。それで、そのうち自分にも来るのかしらと思っていたときに、ちょうど呼出状が来ましたので、参加させていただけたのだという思いで最初の日、こちらに来たのですが、いざ呼ばれて来てみると、殺人等のちょっと目を背けたくなるような証拠とか写真はできれば避けたいなとか、いろんなそういう複雑な思いにかられたのです。あと、やはり娘がいる関係で、強姦等の事件は自分自身、公平にはきっと考えられないかなと、そういう事件だったら辞退させていただこうかしらと、こちらに来て本当に事件の内容を見るまでは、自ら的にいろんな葛藤はやっぱりありました。でも、実際裁判員に選ばれて、今回の裁判にかかるって、押収された品々について、要は強盗目的だったかどうかという判断をす

るときに、やはりいろんな社会経験をされている方たちの集まりでしたので、この品はこうやって使うのではないか、これはこういうふうに使ったのではないかなどと、その場でそれぞれの方からいろいろな意見が出たのを聞いて、まさにこれが裁判員制度の良いところではないかなとすごく感じましたし、そういうことも含めて本当に一生に一度できるかできないかの貴重な体験をさせていただいて、私は本当に良かったなと思っております。

司会者

ありがとうございました。それでは、次に検察官、弁護人の法廷での活動についてわかりにくく感じた点がありましたら御指摘いただきたいと思います。先ほども罪状認否とか冒頭陳述とか、非常に専門的な言葉が出てきましたという話がありましたが、冒頭陳述と言われている最初の説明についてどうだったか、6番の方はどうなふうに感じられましたか。

6番

罪状が多くて、いま一つはっきりしなかったです。最初に、暴行、それから殺人、それから損壊、遺棄、それから覚醒剤ということで、先ほど申しましたとおり、被害者の説明も何かラリっているわけではないのでしょうか、はっきりしない、検察官や弁護人が質問してもはっきりしない。何かそれで終わったような気がします。

司会者

今の話は、その後の証拠調べで被告人からいろいろ聞いた話の内容も含めてだと思うのですけれども、一番初めに検察官、弁護人が、これから証拠でこんなことを立証するのですよという説明があったと思うのですが、その説明はどんな感じでしたか。

6番

ちょっと余り覚えていないのですが、そんなに違和感はなかったような気がします。

司会者

1番の方、いかがでしょうか。

1番

記憶の中にあるのは、非常に絵や図が入っている説明資料が、モニターやちょっと配られた資料の中にもあって、非常に淡々と、というか、今日は、その立場の方がいらっしゃるのであれなのですが、若干冷たい感じがしました。本当に淡々と読み上げられていて、でも非常に整理すごくされているのだなと。非常にいっぱい文言をしゃべっていらっしゃる感じだったのですが、始まる前に裁判長さんから、とにかくイメージしてくださいと、文言を読み始めると、もういっぱい資料がありますので、とにかく頭の中に空間認識みたいな形で、とにかく構築していってくださいということをずっとと言われ続けていたので、私はほとんど資料には目を向けてないで、表情というか、そういうものを見ながら、男性の方だったと思いますが、ファイルを持ちながら、何か肅々とやられていたというイメージを持ちました。非常にわかりやすかったです。

司会者

そうすると、聞いていてイメージができたということでしょうか。

1番

はい、私の中ではできました。

司会者

弁護人の説明はいかがでしたか。

1番

弁護人の方は、私からすると何言っているのだとよくわからませんでした。その方も淡々とはしゃべられていたのですが、何となくもごもご、もごもごしていて、何かよくわからず、本当にこの人はこの方を弁護したいのかという話は、審議中とか評議中にもたびたび上がっていました。

司会者

それは、どこに力点があるのか、ポイントがあるのかがわからなかったという趣

旨でしょうか。

1番

最後のほうには、こういうところを弁護したいというのは言われているので、あれだったのですが、そこまでいく過程が何か理論立てていないというか、そんな印象を受けました。だから、やっぱり冒頭陳述を比べると何となく順序立てて頭に入つてこないという、そんな印象を受けました。

司会者

ありがとうございました。7番の方、いかがでしょうか。

7番

そうですね、スタートですべてを知り得るとは思っていなかつたので、あくまでつかみの話としてはこういう語りにはなるのだろうなという感じだったので、当然突っ込みどころはいっぱいあるのですが、あくまで大枠としては、とりあえず何となくつかめたように記憶しています。

司会者

弁護人の説明もですか。

7番

そうですね、当然その場ではいろいろクエスチョンができませんので、詳細までわからなくても、弁護側はこういうことを言いたいのだなという大枠は大体わかったような感じがしました。

司会者

犯罪の成立について争いがある事件の場合には、ますます難しくなると思うのですが、4番の方は冒頭陳述がわかりやすかったかどうかについて、いかがでしたか。

4番

そうですね、私が聞いている範囲では、検事の方はモニターを利用して、裁判に慣れていない裁判員にとてもわかりやすい説明をなされていたと思います。弁護士の方はアメリカの陪審員制度ほどではないですが、ちょっと裁判員を意識された

弁護のされ方をしていたのかなという、そういう感想を持ちました。

司会者

特にわかりづらいという感じではなかったということですか。

4番

そうですね、すごくわかりやすい言葉に言いかえられていましたし、正直一人一人にああいうモニターがあることも初めて知ったので、すごくわかりやすいなと思いました。

司会者

2番の方はいかがでしょうか。

2番

私は、冒頭陳述や、弁護人の話等を聞いていて、特にその理解において支障を感じたということはなかったです。実際、あらかじめ裁判員向けにだと思いますが、争点が整理されていまして、証拠の資料はキングファイルがばんばんになるぐらいにあって、細かいところを聞いていて、例えばストーリーがちょっとつながらないところというのはあったりしたのですけれども、そこはもうあらかじめ整理されていて、もう解決済みだよということを、評議室の中で裁判官の方から補足的にその説明を受けることで、そのストーリーがきちんとつながって、我々も特にその判断する上で支障があった、わかりにくかったということはなかったように記憶しています。

司会者

ほかの皆さんはどうでしょうか。最初の説明のなかで、何かこんなところにちょっと問題を感じたとか、そういう御意見はないでしょうか。

5番

検察の人の説明はよくわかりました。それで、国選弁護人ですか、国で雇われた弁護人が2人出ておられたのですが、1人は一生懸命、被告人の良いところはこういう点だって理論的に説明したから、その人の話はよくわかったのですけれども、

もう1人の説明は本当に何を言おうとしておられるのか、弁護をしていらっしゃるのかどうかということすらちょっと私にはわからなかつたです。だから、やっぱり国選弁護人は公のお金を使って出ているわけですから、しっかりその立場でやってくださるのでなかつたら、1人でも被告人にとってプラスでないようなことであれば、お気の毒かなという思いは今もしています。

司会者

わかりにくかった事情はどちら辺にあるとお思いですか。

5番

事件をしっかりと分析していらっしゃらなかつたのじゃないかと思うのです。ただ、こう言つたら何ですけれども、頼まれて、その役をしているという印象を持たせるような説明であったので、話があっちこっち飛んでしまつて、去年の12月のこと、もう半年ぐらい過ぎていますから、私の記憶もぼけていますけれども、そういう印象は最初からありましたので、あの方はどうして来たのかなというイメージは残っています。だから、1人の弁護人さんが一生懸命、被告人側の立場で言っておられたので、その人の意見を中心にその後の評議に参加しました。そういう人が選ばれるということ自体、やっぱり人数をそろえるというわけではないのでしょうか、こういう裁判員が出てきますと。

池田弁護士

今弁護人が2人いたということなのですけれども、冒頭陳述を2人で、前半と後半で分けてリレーみたいな感じでやつたということですか。

5番

リレーというほどではないですが、大体半分終わつてしまつてから、その次に私が説明しますという形でやられたので、何のためかなという思いでこちらは聞くといふか。。。

池田弁護士

わかりました。ありがとうございます。

司会者

ほかにこの点について御意見のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。
今度は、実際の証拠調べに入って、最初は書面の朗読といいますか、写真だったり、
図面を見せたりという、そういう場面があったと思うのですけれども、2番の方は
かなり長い間、書面の朗読があったのではないですか。

2番

そうですね。書面の朗読については、ちょっと長いという感じはなかったのですが
けれども、後で裁判員の方々も一様に言われていたのですが、私が担当したのは殺
人事件、それもかなり残虐な殺人事件で、やっぱり検死結果の写真が出てきました。。
非常に生々しくて、やっぱりもう目を背けたいのですが、見なければその審議がで
きないというところ、殺意の認否というのを判断するための、その重要な証拠とし
て、検死結果の写真というのを見ながら審議を進めていったというところがあつて、
その絵面というのが鮮明に残ってしまって、かなりショックだったというのを非常
に記憶しています。今でもまだ残っています。もう顔から胸から腕から全部、本当に
に残忍という言葉だけでは言い表せないような、そういう写真を何枚も見せられて、
最初に裁判員として我々がその裁判の評議に当たるに当たつて、メンタルケアの紙
を渡されるのですが、その理由がわかりました。やっぱり気持ちを強く持つていな
いと、ちょっとつらい状況に追い込まれると感じたというのは非常に記憶に残っ
ています。

司会者

最終的には結論を出したわけですが、終わってみて、その写真を全部見る必要が
あつたというふうにお思いですか。それとも一部だけで良かつたのだというふうに
お思いですか。

2番

ここにいらっしゃる方ももしかしたら同じことを感じられているかもしれないの

すけれども、審議を、議論を尽くしても、自分が100パーセント納得できるところまでし尽くしたというふうな感覚は持ち得なかったのです。自分の気持ちの中では、もちろん妥当なところだろうという結論づけはできたのですけれども、100パーセントというところではないです。その前提において言えば、判断するのに必要な資料なり情報なりというのは、多過ぎるということではなくて、結果としてその写真も、残忍で非常にショッキングな写真ではあるのですけれども、客観的に判断するのに当たっては、やっぱり必要不可欠なものであったというふうに今でも感じています。

司会者

その証拠調べのときに、裁判官のほうから、今すぐ見なくてもいいですよというような説明はなかったのでしょうか。

2番

全体的な結果としては、その裁判の全期間を通じて、裁判長を初め、すごくケアが行き届いていた裁判であったというふうには思っているのですけれども、この写真の部分についてはあらかじめの説明はなかったです。

司会者

書面の取り調べ時間が比較的長かったのは6番さんだと思いますが、どうでしたか。

6番

私の場合は、死体ももう焼却されてありませんし、ゴルフクラブもありませんし、ないないづくりで、だから証人とか、状況等も2番（傷害致死）、3番（死体損壊、死体遺棄）を延々と長くして、非常に疲れました。もうその証拠はなくて、ただ本人がやりましたということで罪状認否しているわけですから、それがなかつたら大変だったのではないかなと思いますが、大部分を2番、3番で費やして、だから1日目、2日目はこんなに疲れるものなのかと思ってぐったりした覚えがあります。

寺尾裁判官

書面の朗読が長く続いたと思うのですけれども、ずっと聞いていて、その場ですぐにそういう読まれた内容というのは理解はできましたか。

6番

ゴルフクラブで殴られた後にどういう傷がついたとか、そういうことを何人もやるわけです。どういうふうに入ってきたかとか、誰が、どこにポジション的にいたかとか、そういうことを随分長く、何人も何人もやるわけなのですよね。だから、裁判長からも一生懸命聞いてくださいと言われまして、もうそれだけでした。

司会者

それは事件に関係する人の供述調書というか、書面がたくさん読まれたということですか。

6番

そうです。ほとんど、そんなに難しくはないです。殴られた部分を見たわけではなく、倒れた後をちょっと見たと、それ以降はもう亡くなっているわけですから、何にもありません。後は死体を運んだ冷凍車、それも最後には洗浄されて、ほとんど何も残っていなかつた。ただ、そういう証言、その積み重ねでやりましたから。

司会者

この事件では共犯者の1人を証人尋問していますよね。

6番

そうです。

司会者

その証言はいかがでしたか。

6番

生々しかったです。でも、すごかったです。やっぱり暴力団の方の一人でしたが、淡々と、理路整然と話されていました。

司会者

証拠によって、どういう事実があったのか、その心証をとっていかなければいけ

ないわけですけれども、共犯者の証人が一人おりましたよね。

6番

共犯者というよりも、その人は運転手、運転しただけで、そうですね、一種の共犯者です。

司会者

その生々しかったというのは、イメージしやすかったという御趣旨でおっしゃったのでしょうか。

6番

そうですね、ええ。実際に倒れた人を見たら、こめかみが陥没しておったとか、その死体を切断するところを見ていたとか、血がいっぱい飛び散って大変だったとか、そういう話の積み重ねです。

司会者

裁判の流れとしては珍しく検察官からも弁護人からも請求がなかったのですが、裁判官がぜひ証人として呼びたいということで採用した証人だったのですけれども、もし呼んでいなかつたら、どういうふうな感じを受けたでしょうか。

6番

それは、もう本人も自白していることですし、余り罪状の量刑とか、その辺は関係なかったような気はします。

司会者

判断するのには余り必要はなかったということですか。

6番

そうだと思います。一応こういう人たちが見たとか、そういういろんなあれがありましたが、いわゆる証人以外にもこういう発言があったとかいうことは随分書いてありましたので、それで十分把握できたと思います。

司会者

余りそういう生々しい供述はなくても良かったということになりますか。

6番

いや、それはやっぱりあってもいいのではないか。だって、いろんな説明をするにしても、もう残骸はないですから。こういう部屋がありましたと、こういう車でもって、電気のこぎりで、こうやって切断しましたとか、実際に生で見た人はいないわけですから、車の中で切断している音を聞きましたとか、そういうあればけですから。

司会者

4番の方の事件では、多分証人に出られた方が共犯者だったと思いますが、その証人を取調べた後に、捜査の過程で取り調べた、作成された調書を証拠調べしているということでよろしいですよね。

4番

はい、そうです。

司会者

証人尋問があった後に、その調書を朗読されて、何か感じたことというのはございましたか。

4番

そうですね、共犯者のほうが事件に関して結構細かく証言というか、言われていたので、正直どちらが主犯で、どちらが従犯だったのかというような意見もちょっと出たぐらいで、被告人を取り巻く話よりも、その共犯者のいろんな証言とかのほうがすごく実際の判決に及ぼす影響は大きかったかなとは思いました。

司会者

それは法廷で聞いた証言ですか、それとも供述調書という形になった、その書面の内容ですか、それともその両方ですか。

4番

供述調書です。裁判での証言は、実はその供述調書とは違う発言をされたので。

司会者

どちらのほうが信用できるかどうかということも多分問題になったのだろうと思
いますが、それは、4番さん自身の問題として、特に困ることはなかったという感
じですか。

4番

そうですね、若干悩むところはありました、供述調書のほうが信憑性があると
いう意見が大半でした。

司会者

次に、証人尋問とか被告人質問、直接法廷で人から話を聞くという手続について、
わかりにくかったとか、そういうところがなかったかどうかということなのですが、
2番の方の事件では医師の証人尋問があったと思いますが、それはいかがでしたか。

2番

医師の検視結果について、ナイフの切り傷、切り口が、殺意を判断するに当たつ
て、この切り方はどういうふうに力が入ったのかとか、そういうふうなことについ
ての尋問でした。報告書に基づいて、一通り検視結果を読み上げられたというとこ
ろはあったのですけれども、やっぱり裁判員から、私ももちろん含めてですが、か
なり活発に質問しました。こういう切り口は、傷跡はどうなった、どういうふうな
力がかかるのだろう、どういった過程、こういった力の入れ方というのは考えられ
るなど、かなり活発に質問しまして、当然最初に説明されていますが、その内容
よりも質疑の部分で、より客観的な判断材料を得る時間にできたというような記憶
があります。

司会者

そうすると、多分最初に検察官が質問したのだと思うのですが、検察官の質問と
証人の答えだけでは理解できなかつたところもあったということですね。

2番

そうですね、それはありました。それだけでは不足しているというのはあって、
殺意があったのかなかつたのかというようなところで、いろいろとそのストーリー

を考えるのですけれども、その中で医師の報告書だけでは自分の中の、そのストーリーというのが明確にはなってこない。材料としては全然足りていないということです。言われている内容自体は、もちろんわかりますが、証拠として判断する上で全然足りていないというところで質問をさせていただいたというように記憶しています。

司会者

4番さんの事件では、医師を証人尋問していたと思うのですけれども、その証言内容というのはわかりやすいものでしたか。

4番

はい。モニター上で、どこに傷があつて等の説明もありまして、比較的わかりやすかったのですけれども、ただこの事件に関して余り重きのある証言ではなかつたのかなという感じは受けました。

司会者

そうすると、4番さんの感想としては、この証人はいなくても良かったのではないかということですか。

4番

一応強盗致傷なので、その傷の程度の説明はやはり不可欠かもしれないのですけれども、ただ争点が強盗のほうだったので、その点からすると、あまり・・・と思いました。

司会者

警察官の証人もいたのですか。

4番

はい。共犯者を取り調べた警察官です。

司会者

その供述内容、尋問と供述はわかりやすかったかどうかという点はどうでしたか。

4番

そうですね、わかりにくくなかったのですけれども、ちょっと感情的に走る場面がありまして。

司会者

証人ですか。

4番

共犯者のほうが、取り調べのときの様子に関してちょっと食い違いがあって、その点でちょっと感情的になる場面がありまして、そういうことも踏まえて供述調書の信憑性というのを協議しました。

司会者

その感情的というのは、誰が感情的だったということなのですか。

4番

被告人です。被告人がその警察官の証言に対して、ちょっと感情的になった場面があったということです。

司会者

証人の尋問について、他の方で、わかりづらかったとか、何か感じたことはありませんでしたか。1番の方、いかがですか。

1番

弁護士の方がいらしている中で申し訳ないのですが、先ほど国選弁護人という話があって、それは国で雇われているのか、被告人が雇っているのかという違いだと思うのですけれども、私の担当した事件では、被告人に雇われている弁護士だったので、もう本当に、繰り返し同じようなことを聞くのです。確かにそこを主張したいのかもしれないのですけれども、審議の最中でも、何かあったら筆談で、裁判長さんとか、左、右の裁判員の方とやりとりをしてもいいということだったので、何でこんなこと何回も聞くのですかとか、さっきも検察官側からあった話を何で2度、3度繰り返しやるのですかということを言っていたら、やっぱり裁判長さんからも、それはもう先ほど終わっていますのでという話で断ち切る場面がたびたびあ

ったと記憶しています、やはりそのあたり、別に国で雇われている、雇われていないに關係なく、弁護士の方もいろんな方いらっしゃるのだなと。

池田弁護士

それは検察官の請求した証人に対する反対尋問ですか、それとも弁護士のほうで請求した証人に対してですか。

1番

だから、反対であっても、反対でなくても、結局・・・。

池田弁護士

両方ということですか。

1番

どっちに対してもよくわからなかったのです。

池田弁護士

いろんな複数証人がいたということですか。

1番

ええ、その弁護士の方が何をされようとしているのかがよくわからない。最後に手記というのですか、被告人の方が逃亡されている間にずっと書きつづっていた日記というか、メモというか、それを読んでいただいたら、もうそれですべてわかつたので、それまでのやりとりをもうちょっとクリアに、余りにも検察側との対比がすごかったもので、検察側はすごくクリアで、順序立ててやられていたので、弁護人の方は本当に弁護する気があるのか、何を言いたいのかということがよくわからなかつたです。

司会者

何人かの方は首をうんうんとしていますが、5番の方もやっぱり尋問がくどいなと思ったことがありますか。

5番

その2人目の弁護士は、くどいというか、何を言いたいのかがはっきり最初に出

てこないのです。1人目の弁護士の方はきちつとおっしゃっていましたから、それこそ人それぞれだと思います。

寺尾裁判官

3番の方にちょっとお聞きしたいのですが、弁護側から請求された精神保健福祉士の方の証人尋問があったかと思うのですが、この証人に対する質問とか答えとかは特にわかりにくかったり、問題とかはなかったでしょうか。

3番

性依存症であると主張する弁護人側の意見に伴って、その精神保健福祉士の方が出廷されたわけなのですが、その再犯防止プログラムについて話を聞く中では、さすがプロの方の説明ということで理解はできました。ただ、我々裁判員はどうしても極めて悪質な事件だと認識していましたので、実際本人次第ではないかという意見はありました。ただ、説明自体はとても理解できました。

寺尾裁判官

今の話だと本人次第という面もあるということなのですが、評議をする中で、こういう専門家の方のお話というのもそれなりに意味はあったのでしょうか。

3番

私自身は、そういうプログラムがあることを知らなかつたので、ひとつの参考になつたと思います。

司会者

8番の方の事件では、被告人に対する質問が結構長い時間行われているようなのですが、長かったという印象はないですか。

8番

私自身は、核心的部分になったときにこんなことを聞いたら愚問になるのではないかとか、続けて聞かなくちゃいけないような部分になってきたときに、長々と自分だけが質問していいのだろうかというような、そういう疑問と闘いながらやつていたような気がします。被告人は、その罪状認否を見事に優等生が答えるような感

じで答えていたので、本当なのかなという、その心の部分を質問したかったのですが、被告人がほとんど罪を認めしていましたので、裁判は本当に流れるような感じで、ほとんどもうスムーズにいっており、何か余りにも愚問みたいな気がして、ちょっとそんな感じを受けました。

司会者

今8番さんのお話だと、弁護人と被告人とのやりとりでは、そのところがつかめなかつたということになりますか。

8番

弁護人の方は、まさかその弁護士が渡した文書ではないのでしょうか、文面ができていたような内容で、被告人が謝罪をしているということで、ちょっと減刑すべきではないかみたいな、本当に弁護人が弁護する形だったので、そんなに意義を感じなかつたのです。ただ、検察側の陳述には、ほとんど被告人がうなずいていましたので、問題はなかつたような気がします。ただ、余りにも優等生的に裁判が流れていき、この被告人はこんなひどいことをしまつたのに、どうして簡単にそうやって罪を認めて、だけど一方で、何かその悪事をする人たちが格好いいと、すごく格好よく映っていたというようなことで、心と言っていることがちょっと乖離していたような気がしたのです。ただ、死んだり生きたりという事件ではありませんので、被害者の話とか、あるいは共犯者の話とか、共犯者が少年でしたので、出席できないのかどうか、ちょっと制度がわからないのですが、そういう人たちの話を聞けたら良かったのかなと思いました。

司会者

被告人の言っていることが本当の気持ちなのかどうかというところに疑問を呈されていて、そのところを、共犯者の人が法廷来て、どういうふうに言うのかということを聞いてみたかったという御趣旨ですか。

8番

そうです。

司会者

最後に、検察官、弁護人からの意見、法律的に言うと論告とか弁論という、この点についてわかりづらかったとか、こんなところがちょっと問題に感じたとか、そういうところはございましたでしょうか。3番の方の事件は、なかなか古い事件で途中で別の裁判を受けているようですが、検察官や弁護人の意見は、その点について触れていてわかりやすいものでしたか。

3番

そうですね、最初の冒頭陳述からの説明で、私も大枠的なところは理解できて、その上で、先ほど申し上げたように精神保健福祉士の説明だったり、そういう難しい、ちょっとふだん聞きなれない言葉の中でも、何となく大枠は理解できました。

司会者

他の方でわかりづらかったとか、この点に疑問があったとか、そういう方はいらっしゃいませんか。よろしいですか。皆さん方からは、証人や被告人に対する質問は十分できましたか。4番の方、どうでしょうか。

4番

そうですね、最初はやっぱり緊張もしていましたし、まさか自分たちが直接そんな質問ができるとは思っていなかったのですが、評議でいろいろ話し合っているときに、裁判長の方が、ではその点疑問があつたら直接質問してくださいって言われて、えっ、直接するのですかというのが正直な感想でした。評議の中でそうやって指名されたので、割と自由というか、裁判長の方からは、裁判員も本当に裁判にかかわっているのだというのをすごくわかるような働きかけがありました。

1番

私が参加した裁判では、最初に裁判長さんから、自分で発言しますか、それとも代弁しますかということを聞かれました。参加されていた方から、自分から発言して、その場で直接その人に対して聞くというのは、ちょっと避けたいということで、ミーティングをしている最中にいろいろとやりとりをして、ではこういう意見が出

ましたので、こういう質問してみましようか、次にどなたが証人で立たれるので、こういう方にはこういうふうに質問してみましょうかと、後は追加があれば、筆談で思ったことを真ん中に集めてくれというような指示というか、すり合わせをした中でやっていました。私の場合、そこに被害者も加害者も両方いましたし、傍聴席を見渡すと、何となくちょっと怖い感じの方とかもいらしたので、誰が発言したかというのが余りわからないような状態にしていただけたということに非常に感謝しています。

6番

私の場合も、て、裁判長から質問していただいて結構ですという話がありました
が、傍聴席が気になったので嫌だと言って、それで代表して聞いてもらったのです。
そういう経験がありますので、先ほど1番の方がおっしゃられたように、最初に裁
判長から聞いてほしかった。直接話がどうかというのを、法廷の中で言われたもの
ですから、一たん休憩して、質問しました。

小倉検察官

自分から質問がしにくいというのは、目の前に立っている怖そうな感じの方に質
問する、その場のことが怖いのか、もしくはここで何か質問をして怒らせてしまつ
たら、後は自分たちにどういうことが身に降りかかるかという点で怖い
のか、その怖い中身をもし差し支えなければ教えていただければなと思うのですが、
1番の方からどうでしょうか。

1番

もう正直、やはり裁判所を出た後にどうなっちゃうのかという、その1点です。
別に法廷で何か言うことに対しては、全く私自身は抵抗はなかったです。ただ、家
族とかといろいろ話をした中で、余り目立つなど、私は意見を言うタイプなので、
余りそこで印象付けさせるなというようなことは家族とのコミュニケーションの中
でありました。外へ出てから、例えば後ろにちょっと影を感じるようなことがない
ように参加してきなさいと、そういう話です。裁判所の中では、別に何ということ

はないと思うのですが、外に出てからがやっぱり怖いなと思いました。

小倉検察官

ありがとうございました。6番の方、いかがですか。

6番

誰が質問したというような関わりを一切持ちたくなつた、それだけです。

小倉検察官

関わりを持つてしまうと、どうなるのだろうと思われたということはございますか。

6番

特にはないとは思いますけれども、やっぱり気持ち悪い。

8番

私は、裁判が終わってから被告人とトイレで会っちゃつたのです。だから、あれ、どうして会うのだろうと、一瞬不思議に思ったのですが、4日間の中で、正面に相対したのが1回、あとは後ろ姿を、玄関を出るのを見ましたので、あの人が自分のことを覚えていなければいいなど、ちょっと心の部分で質問が多かったかと思うので、そんなふうに感じました。

5番

裁判員を受けたときに、まず高い席から傍聴席が見えるでしょう、そこに誰かいて顔覚えられて、後からつけられたら怖い。だから、1日、2日は緊張しました。それはどの事件にも絡みがあるから、そういう不安がみんな裁判員にあり、質問をためらうとしたら、そのあたりが原因ではないかなと思います。

1番

意見を集約して裁判長さんとか左、右の陪席裁判官の方から言っていただいたのですが、全くマスキングされていたわけではなくて、これは裁判員の方からの質問ですという断りは一応入っていました。どなたからというのではないですが、ちゃんとそこはやっぱり分けをされて、これは裁判所からの質問です、これは裁判員の

皆さんからの質問ですという形で、みんなが参加しているのだよということを法廷でもちゃんとやりながら、裁判長さんが仕切られていきました。そういう点では、完全に、例えばもう裁判長さんが淡々と、どの質問が誰からというのを何も言わずにやられていたわけではなかったので、その点では若干怖いかなと思いましたけれども、特定はされないような形で進めていただいたので、その辺は良かったなということです。

司会者

どうぞ、7番の方。

7番

裁判はスケジュールが決まっているので、質問できる機会とかも決まってくるのですが、私はどっちかというと、討議するときは、例えば弁護士でも検察官の方でも今聞きたいという時があるのですが、それを聞き逃して、後で聞けるのかなと思っていたら聞けなかった。聞けなかったといつても、質問の場をつくってくれなかつたわけではないのですが、自分たちでその質問するタイミングを逃してしまって、結果的に質問ができず、うやむやのままに終わってしまったというようなことがあったので、難しいとは思うのですけれども、もっとディスカッションできるようにはならないでしょうか。私の担当は普通の夫婦間の殺人事件で、内容的に見ると比較的、家庭でよくあるような不和という形の話だったのですが、どこから持ってきたのだろうというような浮気していたとか、そういうようなちょっと軽いメールのやりとりがあって、弁護士の方と検察官の方に対して突っ込みどころがいっぱいあったのです。だけど、その場でなかなか質問するタイミングができなくて、実はどっちかというと、話の途中になるかもしれないのですけれども、突っ込みたいところがあったができなかつたということと、あと、例えば明らかにおかしい点、要するに絞殺をしたのですが、そういう位置では絞殺できないでしょうというようなことがあったときに、果たしてこちらからおかしいとか、間違っているのではないか、証拠がおかしいのではないかというところまで言っていいものなのかどうか。私た

ちが少し質問をして、例えばその方は首を絞めるときにあり得ない体勢で首を絞めているのに、弁護士は、自然にそういう形になったという話をするのですが、それは明らかにあり得ないと。それをもう一度質問しても、結局私は間違いなくそういう形で絞殺しましたと言われば、再々度までは返せないです。果たしてそこで裁判員がおかしいと言って、例えばそこで実践してもらって、その位置にはいかないでしようというところまで突っ込んでしまっていいのかどうかというところもあったので、その度合いというのが非常にわかりませんでした。最後の日に判決が出た後に、実は私たち、せっかくなんでということで、皆さんとちょっと飲みに行つたのですが、もちろんその場で、固有名詞は絶対出さないのですが、ここがこうだったよねって、その後になってから話をしました。結果的には判決が殺人だったので、本当に良かったのかなというところがあったので、そういう何か形態を、ちょっとアレンジを変えたイレギュラーなやり方もできるといいかなというのは感じました。

司会者

裁判所から検察官、弁護士の質問が終わった後に、質問できますよということは事前に聞いていましたよね。

7番

それは聞いていました。私たちの裁判は5日間だったのですが、その5日間の中で、この辺でこういう感じの質問ができるよって、総体的な話が最初に聞ければよかったですですが、質問できるというのは分かっていましたが、おい、あの話はもう今日ではできないではないかというような、タイミングをちょっと逃してしまったりだとか、そういうところで私たちの理解が弱かったのかもしれないのですけれども、ちょっと質問不足になってしまったというような感じにはなってしまいました。

司会者

その証人に皆さん方から質問する前に、一度休廷して、質問したいことがありますかというような整理はなかったのでしょうか。

7番

それもあったのですけれども、そのとき聞いている話のタイミングだと、もしかすると憶測になってしまふので、もうちょっと話を聞いてからでもいいかなという遠慮があったと思うのです。今どうするかという話ををしていて、早とちりで素人の意見と、思われるよりはもうちょっと聞いてみようよということでちょっと一回思いとどまつてしまつたら、次のステップへいつてしまつて、ちょっと戻りづらいな、今さら聞きづらいよねというところも確かに何回かありました。

司会者

評議について話しやすい雰囲気だったか、十分に議論できたかという点で、何か感じられたことがございましたら、御意見を伺いたいと思いますが、2番の方、いかがでしょうか。

2番

やっぱり担当した事件が凄惨だったということと、当然のことながら、初対面の人たちが話すということで、話しづらい状況、意見を交わしづらい状況というのが想定されたのですが、担当された裁判長の方が非常に気さくな方で、すごく自然に評議がしやすいような、いわゆる場づくりというのをすごくうまくされていたというのを感じました。この人の多分性格なのだろうなと思えるぐらい自然に、冗談を言ったり、身の上話をしたりというのを評議に入る前とか、その評議の後とかにうまく差し込まれて、その場づくりというものをされていたというのがまずあって、殺人事件ということで、その物証とかを見ながら、非常にショックを受けている中でも、すごく意見を出しやすい状況だったなというのがありました。そこは裁判長だったり裁判官の方々にすごく感謝しています。あと、これはものすごく細かいことなのですが、評議室の中に、植物とか、バラのドライフラワーがあったのがすごく印象に残っていて、そういういた凄惨な事件を扱う中で、少し気持ちの部分で安らぐような配慮がされていたなというのもちょっと気がついたところです。

司会者

3番の方、いかがですか。

3番

2番の方がおっしゃられたこととほぼ同感ですが、最初はやはり初対面ということで皆さんと話しづらい雰囲気でしたが、裁判長、裁判員の皆さんのお気遣いをいただきながら、話しやすい雰囲気に変わっていったという印象です。ただ、ちょっと気になったのは、今日の席でもそうなのですが、何番さんという呼び方ですか、個人情報ということは、わかるのですが、ちょっとかたかったかなと。もし皆さんの同意が得られれば、下の名前や、ニックネームなり、ニックネームはちょっと緩過ぎますが、変えてみてもよかったのではないかと思います。

1番

多分、公式には番号で呼ばなくてはいけないということがあったのだと思うのですが、私たちを受け持っていた裁判長の方は、決まりでいくと番号なのですが、チームと一緒にやる話なので、もし同意が得られるのだったら、お名前をお呼びしてもよろしいですか、というようなことで、導入部分はそこからスタートしました。皆さん、やっぱり番号のファイルは持ちながらやっていましたが、ほとんど忘れちゃいましたけど、名前で呼ぶという、名字で呼ぶということ、これは裁判所の中でいけないのかもしれないのですが、うまいことやっていただいたなと。お食事会みたいなのでも一緒に裁判官の方と昼食を一緒にとったりして、ざくばらんにやりましょうという、本当にチームというような感じで進めていただいたので、はつきり言って、最初に案内されたとき以外は番号で呼ばれることはなかったというのが、私が参加した裁判でした。

司会者

7番の方は、十分議論ができたという記憶ですか。

7番

皆さんと同じで、裁判官の方が非常に和やかしてくれたので、本当に話しやすかったです。ただ、その分私たちが素人なので、公判が進んでいく中で、聞きづ

らいところとかがやっぱり出てきました。それはどういうことかというと、裁判官と一緒にいたほうが専門的なことはわかるのですが、自分たちでつくればいいのでしょうけれども、私たちの5日間というのは基本的に裁判官と常に一緒なのでして、非常にムードをつくってくれてそれは良かったのですが、実は自分たちの時間も欲しかったのです。法廷が進んで3日ぐらいになったときに、1日目にちゃんと聞いてなかったのではと思われるような、とんでもない質問をしたかもしれません、裁判官に、この人理解していないなあと危惧されてしまうのかなと思って、初步的な意見交換がちょっとしづらいところがありました。ずっと一緒に、和やかな雰囲気も良かったのですが、初日でもそれぞれの日にでも、あえて裁判員だけでどうぞ時間をつくってくださいというやりとりをいただけたほうが、素人なりの意見をちょっと、わからないことがいっぱいありましたので、そういう場があるとさらに和やかになって良かったのかなという気がしました。もう一つは、皆さんも会議やディスカッションをやっていると思うのですが、やっぱり番号もそうですし、座って固まっているとなかなか意見は言いづらいので、別に立っていても、あれだけ法廷で座っていますから、戻ってきた部屋で、立ちながら、あるいは歩きながらのほうが、もしかすると自然に話とかができやすいかもしれない、場合によっては椅子とかがなくても、そういうふうな雰囲気づくりで、何かムードメーカーみたいな方がいる中で話していくと、もうちょっと話しやすかったのかなということも感じました。

司会者

7番さんの事件では、月曜日から木曜日まで審理、評議をして、金曜日に判決という、もう月曜日から金曜まで目いっぱいという事件でしたよね。

7番

そうです。

司会者

それは、負担という点ではいかがでしたか。

7番

そうですね、5日間で本当にジャッジができるのだろうかということで、物理的な時間の拘束は確かに長いのですけれども、どちらかというと、本来人を裁くのにはもっと時間が必要で、どうしても受け身が主体になってしまったのですが、聞かなければいけないことが本当はあったのではないか、というような思いがやっぱりちょっと残りました。場は一生懸命つくってもらえたのですが、そういう意味では5日が長い、短いというのは見方によって変わってはきます。

司会者

お仕事されていると思うのですけれども、この月曜日から金曜まで目いっぱいというのは特に支障はなかったのでしょうか。

7番

おかげさまでやっぱりこういう新しい制度ですので、会社の方も理解してくれて、その辺はお伝えして、出していただきましたので、その点は良かったです。

司会者

2番さんは、同じような4日間の審理で、1日評議をして、もう1日が判決という、そういう日程なのですけれども、それが木、月、水、木、金、月と、何かすごく間が飛び飛びでしたよね。

2番

はい。私の場合はちょっとつらくて、朝会社に入って、仕事の段取りをして、審理が終わって、6時からまた会社に出て、というようなところで、結局二役やっているような状況が続きました。もちろん、会社のほうも配慮はしてくれるのですが、お客様商売なので、なかなか代わりがつけられなかつたということもあって、両方やっていたような状況でした。ただ、裁判のほうはきっと時間が決まっていますので、その点においては前々から計算はできていましたので、仕事する上で問題になったということはなかつたです。

司会者

土日を2回挟んで、審理の途中も休みの日があつたりしましたが、それはその事

件の内容を理解したり、考えたりする上で支障はなかったでしょうか。

2番

そこまではぱっと思いつかせないのですけれども、ただやっぱりメモをとりながらやっていましたので、朝来て、いったんその先週まで評議した内容というものはメモを見ながら整理をしてから、続きの評議なり審理のほうに入っていくというふうなこともやっていましたので、その点で支障はなかったと思っています。

司会者

その他の負担という点で、この点が重たかったなどか、そういう観点で御意見がありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしたでしょうか。4番の方、どうぞ。

4番

私はパートで働いているのですけれど、土日祝日も関係のない職場なので、途中祝日等も入ったのですが、結局自分がこちらの裁判に出ている間、代わりの人がもう一人しかいない状態なので、その人に結局負担を実質かけてしまって、その代わり祝日でこちらに出ない分はその人の分も私が出るような、実質そういうふうなシフトで何とかやりました。けれども、私が裁判員で入ったのが11月だったために、もう一人の人の給与が増えてしまって、今度は配偶者の扶養から外れるということがおきてしまったのです。会社的には12月が忙しいから、12月で調整はできないという、そういう状況になりました、相手の方にすごく御迷惑をかけてしまったという経験をしました。

司会者

最後に、守秘義務のところでどんな説明があったのかということですが、1番の方はどんな説明を受けた記憶がございますか。

1番

私たちのときは、そのときに使ったメモや、記録、資料、ルーズリーフみたいなやつも渡されたのですが、もうびっしり書いていたものがあったら、全部回収されて終わりましたので、そういう点では、途中の経過が外へ漏れないようにというこ

とでみんな認識を持っていました。だから何か新しい冊子はもらえないのかな、裁判員の記念になるかななんて言っていたら、もう一冊くれたりとか、真っ新のものをくれたりとかありました。中には夢に出てくるのですなんていう方もいらっしゃいましたが、もう本当にここを出たらぱっと忘れて、また集まつたら思い出しながら進めていくというような形で、私も最終的には終わった後に埼玉新聞に自分のコメントが載りましたので、実名でいいですかという話もあったので、それは会社から一応公務休暇をいただいているので、私も証拠を残さないといけないですし、もちろん終わったときに証書というか、感謝状もいただきましたので、それも提出しましたが、そういう点でも外では口外をしないようにとしっかり説明を受けました。

司会者

5番の方は守秘義務がどの範囲だということは説明を受けてわかりましたか。

5番

その説明は覚えています。だけど、私は公務員生活を30年していましたし、人を対象にした専門職でしたから、守秘義務というのはもう身についていますので、抵抗なく実践できました。先ほど1番さんがおっしゃったように、メモは全部出しましたから、今思い出せと言われても、なかなか思い出せないぐらいきれいにお蔵入りしております。

司会者

守秘義務について、余りちゃんと説明を受けなかった、あるいはよく範囲がわからなかつたという方はいらっしゃいますか。

7番

裁判は公開なので、法廷で聞いたことは別に言って構わない、ただ、裏で話した内容はちょっとまずいという、実はそのぐらいの軽い認識しかなかつたのですが、たまたま私が受けた事件の、問題になった場所というのが、会社に関係ある場所だったりしたので、実は会社で、名前とかは出しませんでしたが、関連していたとい

うことで、法廷で言われたことをちょっと話してしまった経緯はあります。細かには全然話していないのですが、その辺を言ってよかったのかどうかというの今はちょっと心配になって、だからちょっと理解が浅かったのかもしれないですが、どうなのかなと。

池田弁護士

2点お聞きしたいのですが、1点目は、先ほど2番の方から証拠足りなかつたという御意見がありました、他の方にも、証拠が多過ぎたのか、あるいは少な過ぎたのか、ちょうど良かったのか、その辺について一言ずつお聞かせいただきたい。

司会者

1番の方から、いかがでしたか。

1番

適当だったのではないかでしょうか。

司会者

3番の方、どうでしょうか。

3番

ちょうど良かったのではないかと思います。

司会者

4番の方、どうでしょうか。

4番

私も判決に対してちょうど良かったと思います。

司会者

5番の方、どうでしょうか。

5番

丁寧にやっていただいた範囲で、あれで良かったと思います。あれ以上あっても、私たちも消化し切れません。

司会者

6番の方、どうでしょうか。

6番

証拠はありませんでした。すべて自供と証人が1人。だけど、本人がもう全面自供していましたので、それで済みました。

司会者

7番の方、どうでしょうか。

7番

検察側から証拠として出してほしい写真がなかったという1点だけ、みんなの意見が一致しましたけれども、量的には全般的に大丈夫でした。

司会者

8番の方、いかがでしたか。

8番

相応であったと思います。

池田弁護士

今度はスピード、審理の速度の話を聞きしたいのですが、先ほど土日を挟んだ方がいらっしゃいましたが、余り長々やると記憶が薄れてしまったり、詰め込み過ぎると逆に消化不良みたいなことがあると思うのですけれども、審理の進め方がちょうど良かったか、速かったか、遅かったか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

司会者

逆に8番さんからいきましょうか。

8番

そうですね、今振り返ってみると、そんなに問題はなかったのではないかと思っています。

司会者

7番の方はどうでしょうか。

7番

そうですね、個々を見れば、短いところもあつたりしますが、でも全般的にはあるくらいかなと、ちょうど良い気はします。

司会者

6番の方はどうでしょうか。

6番

非常に速かったです。弁護人の方の被告人に対する質問と、それから被告人の兄に対する質問、その2つだけで、中身についてはほとんど話しませんで、状況だけちょっとやって、すばらしく早く終わりました。だからスムーズに終わったと思います。

池田弁護士

それは消化不良になるとか、そういうことはなかったのですか。

6番

いや、それはなかったと思います。

池田弁護士

わかりました。ありがとうございます。

司会者

5番の方、どうでしょうか。

5番

私どもは、12月6日、7日と続き、ここで8日が1日空いたのです。私は、それはそれで頭がリフレッシュして良かったのですが、勤務している人は、3日間続けてもらったほうが楽だったという意見は反省会で出ました。でも、そうなると判決文をまとめる裁判官方も大変ですので、ああいうふうな、ほっとした1日があって、もう一度これを読み返すと意見ができると思ったから、私はちょうど良かったと思います。やっぱり間に1日ぐらい休みをとったほうが良いです。

司会者

4番の方、お願いします。

4番

そうですね、スピード自体は速くもなく、遅くもなくと思うのですが、やはりこういうことに慣れていない私たちからすると、朝から夕方までみっちりという、その中身の濃さでやはり、特に主婦からするとかなり疲れたというのが正直なところでした。

司会者

3番の方、お願いします。

3番

事件の内容からすれば妥当な期間だと思いますが、ただ初日、呼出状に従ってこちらに来て、それから裁判員として選任されて、別室に呼ばれていて、部屋に行って、第1回の公判が始まるまで、スピード的にはもうめまぐるしく展開されていて、自分としてはちょっとびっくりした時間でした。

司会者

3番の方だけ午前中に選任されて、午前中のうちに審理が始まったようですね。

3番

私だけですか。

司会者

ええ。他の方は午後からでした。やっぱりそれはちょっと厳しかったですか。

3番

やっぱりちょっとびっくりしたというか、状況が飲み込めませんでした、最初は。

司会者

2番の方はどうでしょうか。

2番

振り返ってみれば適切だったのかなと思うのですけれども、ちょっと3番の方に似ているのですが、審理が始まった当日は、気持ちがやっぱりついていかない部分

がありましたので、ちょっと早いというふうには感じました。あとは、最初に全体のスケジュールの説明がありまして、1日完結型で、論点についてきちんと整理する時間をいただきましたので、結果的には適切な時間の中で議論できたと思っています。

司会者

翌日から始まったほうがいいということになりますか。

2番

そうですね、ちょっと初日は戸惑いが大きいところがやっぱりあります。

司会者

1番の方はどうですか。

1番

私はそんなに早くも遅くも感じなかったのですけれども、これは参加された裁判員の方共通で、ちょっと聞いてみようという話で、私達は3日間の期間でしたが、これを裁判官だけでやられたら何日ぐらいで審理されるのですかということを聞いたら、このくらいだったら1日でしょうなということでした。プラス2日間かけて一般の人たちを呼んでやるということも、その場で知りましたので、個人的にはこの3日間でこの人の運命決まるのだなという思い、それはそれぞれの方が持っていました、たまたま殺人ではなかったので良かったなというのもそれぞれの中にやっぱりありました。でもやっぱり裁判官だけで、専門のスペシャリストの方だけでこれを処理したら1日、でも私たちが入ると3日、その辺のところが違うのだなと思いました。

池田弁護士

ありがとうございました。

小倉検察官

それこそ守秘義務にかかる範囲で結構なので教えていただきたいのですが、4番の方は取り調べ状況のDVDは法廷でご覧になりましたか。

4番

はい。取り調べというか、共犯者の供述調書の、その場面のDVDは見ました。

小倉検察官

端的にわかりやすかったか、わかりにくかったかというと、どうでしょうか。

4番

そうですね、ちょっと疑問が残る部分もあったのですけれども、逆に共犯者のDVDは見たのに、被告人のDVDがなかったことについて、裁判員の中でどうしてという疑問はみんな持たれました。

小倉検察官

その共犯者のDVDを見た後で、共犯者の供述調書を検察官が朗読していますよね。

4番

はい。

小倉検察官

その供述調書はわかりやすかったか、わかりにくかったかというと、端的に言うとどうでしょうか。

4番

それはわかりやすかったです。

小倉検察官

長いと感じられたり、もっと逆に詳しいここまで知りたかったとかという御感想ございますか。

4番

そうですね、長いというか、やはり聞き慣れない言葉も入るので、1回言われて、では全部理解できたかと言われると、そこはやはり難しい部分もありました。

小倉検察官

改善点とすれば、長いかどうかより、言葉の使い方を改善すればよろしいでしょ

うか。

4番

そうですね。言葉の使い方と、あと端的というか、私たちが理解するには不要な言葉もちょっと入っていたりするので、そういう部分はカットしていただいて、本当に要点のみのほうがわかりやすかったかなと思います。

小倉検察官

ちょっと冗長だという部分があったかもしれないということですか。

4番

そうでしたね。

小倉検察官

お話を聞かれた上で、やっぱりお話に乗つかって物事を見ていくことになるのか、その話よりは、現場の状況を見たりして、その争点について考えられたのかなという点はどうでしょうか。

4番

そうですね、やはり現場の状況とか証拠のほうが、実際やはり重要になってくるというか、私たちが判断するにはそちらのほうに重きを感じました。

小倉検察官

ありがとうございました。もう一人、7番の方に、差し支えがなければ結構なのですが、検察側から出してほしかった写真が1つ出なかつたということでしたが、どんな写真だったのですか。

7番

夫が奥さんを絞殺したときに、裏から、背後からが締めつけたということなので、夫の胸に引っ搔き傷があって、それは奥さんがつけたものだと言うのです。そうすると、位置的に、完全に覆いかぶさって締めつけていて、お互いにうつ伏せ状態なのですが、夫のほうの胸に引っ搔き傷があるというと、素人が見ても、非常に位置として不自然なのです。傷が本當にあるのかどうかというのもわからなかつ

たので、裁判長が何でその写真出さないのだろうねとたしか言っていたような記憶があるのですが、その写真が欲しかったということです。そうすれば、背後からではなくて、別の形で絞殺したのではないのかなというところにみんないけたのですが。

司会者

これでこの意見交換会を終了したいと思います。本日は、どうもありがとうございました。